

西部労福協

—8月8日(金)・9日(土)に岡山市「ピュアリティまきび」にて開催—

「第10期労働者福祉運動の理念・歴史・リーダー養成講座」

参加報告

「第10期労働者福祉の 理念・歴史・リーダー養成講座」に参加して

とさでん交通労働組合 池田 知弘

この度は大変貴重な機会を頂き、心より感謝申し上げます。
私自身、労働組合の役員を10年近く続けてまいりましたが、今回初めて労福協の成り立ちや歴史的背景、そして理念について学ぶことができました。これまでの日常活動の中では触れることの少なかった分野でもあり、新しい知識を得るとともに、自らの活動を振り返る良いきっかけとなりました。

また、こくみん共済coopさんや労働金庫さんからの参加者の方々と意見交換をする機会に恵まれ、グループワークを通じて、次世代の若い組合員に労働者福祉運動をどのように伝えていくべきかを真剣に考える時間を持つことができました。普段の組合活動では得られない視点や発想に触れ、取り組みの意義やその大切さを改めて実感いたしました。

今回の養成講座で学んだ経験を糧に、互助活動の理念をより広く伝えていくとともに、組合員の可処分所得を少しでも向上させられるような活動を、身近でわかりやすい形で伝えていきたいと思っております。今後は新入組合員研修などの場を通じて、労働者福祉運動の持つ意味や魅力を伝え、組合員一人ひとりに寄り添った活動を積み重ねていければと思います。

この学びを決して一過性のものにせず、今後の組合活動に活かしていくことが、大切であると感じています。

第10期労働者福祉運動の 理念・歴史・リーダー養成講座 参加報告

四国労働金庫 谷岡 悠太

今回の養成講座は自分にとって学ぶことが多く、非常に有意義な時間でした。労金・全労済が誕生したのは労働組合、生協、労福協であり助け合いの精神を共通のテーマとして活動している仲間であると感じました。横のつながりを強めることが大事であり、労働組合や労金・全労済はお客と業者の関係ではないと再認識し、日頃より組合活動を共に積極的に行っていくことが大事であると感じました。

労福協の組織概要についても学習しました。ゆるやかな協議体という、上下関係ではなく横のつながりを重視するという労働者福祉運動をしている組織です。労福協の加盟団体も労働団体の垣根を越えた多様な団体が所属しており、労働者の共助を担っていることを知りました。国や自治体が生活を保障するのが公助、お互いの助け合いによって生活資源を維持することが共助で、共助は公助に対して先導的な役割を持つことが必要であることを学び、労福協の奨学金制度の拡充やフードバンク活動な

どの共助をより広げていくことが大事であると感じました。

また、講義で労働組合の組織率がこの30年で半減しており、いわゆる失われた30年間で時系列とともに振り返り学んできました。まず、この30年間で給与所得者の給与実態は横ばいでほとんど増えておらず、日本だけ時間が止まっているようです。むしろ低所得層が増加しています。この原因には1994年の舞浜会議に始まる年次改革要望書による郵政民営化、農地改革、派遣法ネガティブ化が考えられます。この頃から自己責任や能力成果主義といったことが風潮が現れて職場での秩序が崩れていきました。2000年にかけて金融機関の破綻やリストラといった不景気の波が押し寄せ、2001年には小泉政権が発足し、連合の組合員も熱狂していたと知り、印象的でした。

2008年にはリーマンショック、2011年には東日本大震災と悪いことが続き、私達の日常にも暗い影を落としました。そして歴史の節目となっている現在、失われた30年の時計の針は止まったままなのか、進むのか私達の行動にかかっています。

第10期労働者福祉運動の 理念・歴史リーダー養成講座に参加して

こくみん共済coop 加納 美智

このたびは貴重な養成講座に参加させていただき、誠にありがとうございました。また、開催にあたりご尽力くださった西部労福協の皆様にも心より感謝申し上げます。

労福協の皆様には日頃よりお世話になっておりましたが、その歴史や具体的な活動については十分に理解できていませんでした。今回の講座を通じて幅広い活動を知り、労働運動の歴史を戦後から現代まで学ぶことで、漠然としていた知識を整理し深めることができました。

二日目の分散会では「労働者福祉運動を自分事として考えてもらうためには」をテーマに、異なる職場の仲間と意見交換を行い、視野が広がりました。特に組合活動の担い手不足や同じ人が役職を務め続ける現状に対し、平等に参加できる仕組みづくりのアイデアが出されたことも印象的でした。

今回の学びを活かし、労働者福祉運動の発展に少しでも貢献していきたいと思っております。



2025年度こうち食支援ネット 交流イベント

つなげよう食支援の『わ』

2025年10月16日(木) こうち食支援ネット「つなげよう食支援の『わ』」が高知県立ふくし交流プラザ2階多目的ホールで開催されました。

第1部では、認定NPO法人 全国こども食堂支援センター・おすびえ ディレクター 渋谷雅人 氏から「ひとりの明日を変える、こども食堂」を演題に講演が始まりました

子ども食堂は2012年に東京都大田区で誕生してから2024年度全国で10,867か所、年間延べ1,885万人が参加する規模となり、おなかをすかせた子どもへの食事提供から、孤食の解消、豊かな食材による食育、地域交流の場づくりと、さまざまです。

子ども食堂は各地で自発的に運営され、多くは子どもを中心に幅広い世代の人たちが食を通じて交流する「みんなの居場所」となっています。地域のにぎわいづくりや高齢者の生き甲斐づくり、孤独孤立や貧困などの課題の改善にも寄与しています。

2024年10月に実施した大手企業に勤める社員へのアンケート「こども食堂にどのようなイメージがありますか？」との質問事項で、生活困窮者支援の場所、生活困窮者家庭が行くところとの回答が圧倒的で、まだまだ「食べられない子がいくところ」との認識となっています。本来、子ども食堂は子どもを中心とした多世代交流の地域の居場所であるべきです。居場所とは、誰かにちゃんと見てもらっている、受け止められている、尊重されている、つながっていると感じられるような関係性のある場のことを言い、食を通じたつながりの場であることの正しい理解を広げなければならないことの話がありました。

子ども食堂は、浸透してきつつあるものの、まだまだ理解されていないことが現状です。食を通じて、子どもを含む地域の人々が憩い、楽しみ、交流できる手段として、現代の地域には必要不可欠ではないかと考えさせられました。

第2部では、9つのグループに分かれて、講演のテーマ「ひとりの明日を変える、こども食堂」をもとに、それぞれが感じたことをグループごとで話し合い、食支援の輪をどうやってつなげていくかを考え知恵出しをしました。活動や業種が異なる「行政・企業・民間団体」がそれぞれの視点でトークが繰り広げられ1時間15分の短い時間でしたが、有意義な交流イベントとなりました。



こども食堂・食支援団体は物価高騰の影響でピンチ！

こども食堂は民間発の自主的・自発的な取り組みです。そのため運営を支援する公的な制度などは整っていませんので、運営資金も充分ではありません。昨年からの相次ぐ物価高騰、特に食品類の値上げにより運営は困難を極めています。また、県内で子ども食堂等への支援を行っている食支援団体の活動にも影響を及ぼしています。昨年夏以降、お米の価格が2倍以上となった影響もあり、家庭からの寄付が大幅に減少しています。各団体では子ども食堂等への支援のため食材等を購入して支援を継続しており「いま一度、家庭で食べきれない食材がないか見てほしい」と寄付を呼び掛けています。



くらしの相談センター

『なんでも相談ダイヤル』のお知らせ

困ったり悩んだりしていませんか？労働・労災・土地・税金・健康・教育・融資・生活全般について各部門の専門家にお取次ぎいたします。完全予約制で最初の30分間が無料となっております。お気軽にご相談ください。

くらしの相談センター

(高知県労福協事務所内)

月曜～金曜(祝日除く) 9時～17時

フリーダイヤル ▶ 0120-629-154



法律全般の相談



相続登記等の不動産登記
会社の登記・成年後見の相談



税金全般の相談

働く人のための 「ハンドブック」

無料配布について

これから就職やアルバイトを考えている方や、今の働き方を見直したい方などを対象に、知っておくべき労働法等の基礎知識を分かりやすく解説する冊子となっております。ご希望の方は高知県労福協までご連絡ください。

事務局 ▶ 088-824-3583



働き方改革は進んでいますか？

パートタイム・有期雇用労働法で正社員と非正規雇用労働者間の不合理な待遇差は禁止されています

その待遇の違い、説明できますか？



正社員と同じ仕事をしているのに、同じように手当はもらえないの？

短時間労働者や有期雇用労働者から、正社員との待遇差の内容や理由などを問われた場合、事業主は当該労働者に説明しなければなりません。

- 「パートだから」「契約社員だから」という理由では、説明として認められません。
- 待遇ごとの性質・目的に照らして、職務内容や転勤・異動の範囲の違いなどから、具体的に理由を説明できることが必要です。



待遇の違いについて再点検してみませんか？

基本給

賞与
(ボーナス)

食堂・休憩
室等の利用

各種手当

教育訓練

問題となりうる具体的なケース

通勤手当が問題となった事業主の例

支給目的: 通勤費用の補填
現在の待遇: 正社員には実費を支給、パート従業員は1日あたり定額を支給
待遇差の理由: パート従業員は近隣からの通勤者が多く、通勤費用があまりかからないため

実際は… 遠方からも採用しており、自己負担している者がいる



労働契約に期間の定めがあるか否かによって通勤に要する費用が異なるものではなく、実際に費用負担が生じていることから正社員と同一の基準での支給が必要

慶弔休暇が問題となった事業主の例

支給目的: 仕事から離れて慶弔行事に参加するため
現在の待遇: 正社員のみに付与、の契約社員には付与されていない
待遇差の理由: 職務内容が異なるため
(正社員: 非定型、契約社員: 定型業務)

実際は… 正社員と同じ週所定労働日数であり勤務日振替は難しい



付与目的に照らせば、職務内容によって慶弔行事に参加するために労働から離れる機会を設ける趣旨や時間が変わるものではないことから、正社員と同一の基準での付与が必要

2025年度確定申告無料相談会のお知らせ

今年度も四国労働金庫・高知県退職者連合・連合高知と協力し、税理士のご指導を得ながら「確定申告無料相談会」を開催いたします。詳細につきましては、下記のとおりになりますが、完全予約制になりますので、ご予約をお願いいたします。

1. 開催日時と場所

開催日	会場	定数
1月28日(水)	高知・須崎会場 県民文化ホール 第6多目的室	60名
1月29日(木)	高知・須崎会場 県民文化ホール 第6多目的室	66名
1月30日(金)	高知・須崎会場 県民文化ホール 第6多目的室	60名
2月2日(月)	南国・安芸会場 四国労働金庫南国支店	27名



2. 申込先 高知県労福協 088-824-3583 または 088-824-5533

3. 受付期間 2026年1月7日(水)～1月9日(金) 午前9時から午後5時まで

4. その他 受付開始直後は、電話が集中し繋がらない場合があります。
受付期間中でも定員になり次第、予告なく受付を終了させていただきます。
譲渡所得・事業所得についての申告はお取り扱いしておりませんので、当日お断るする場合があります。
還付金受取口座及び納付振替口座については、四国労働金庫の口座に限定します。
当日は、完全予約制です。予約時間より早く来られた際は、入場制限を設ける場合がありますので、ご了承ください。

ワンポイント



公的年金等による収入額が400万円以下で一定の要件を満たす場合には、確定申告をしないことを選択ができることになっています。このため多くの方が医療費控除や保険料控除など、還付の権利を放棄している場合があります。
また、確定申告をすることにより、翌年の住民税に反映し減税につながる可能性もありますので、申告することをお勧めいたします。

2025年度「高知県労福協研修会」のお知らせ

今年の研修会テーマは、高知県内122カ所で活動されている『子ども食堂』の現状や取り組みについて、県ボランティア・NPOセンター所長 仙頭氏 からお話をいただき、子ども食堂の役割やこれからの展望について一緒に学びたいと考えています。

また、高知市で取り組まれている「生活困窮者自立支援制度」について、日頃から多様な課題を抱えた方々をサポートしている高知市生活支援センター長 末村氏 には、生活困窮者の現状と取り組みについてお話をいただければと思います。

参加されたい方は、高知県労福協事務局までご連絡ください。(TEL▶088-824-3583)

日時 2026年1月24日(土) 13:30～16:00 (13:00 受付)

場所 高知会館3F「飛鳥」

講師 高知県社会福祉協議会 高知県ボランティア・NPOセンター 所長 仙頭 正輝 氏

テーマ(仮)「高知県の子ども食堂の現状と取り組み」

高知市社会福祉協議会 高知市生活支援相談センター センター長 末村 美和 氏

テーマ(仮)「高知市の生活困窮者の現状と取り組み」